

令和5年11月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和5年11月2日 開会

令和5年11月2日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [11月2日(木)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 債権の放棄について	3
日程第4 議案第12号から議案第16号まで一括議題 (令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の 認定について他4件)	4
閉会	10

令和5年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年11月2日

開会 午後3時35分

閉会 午後3時58分

令和5年11月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和5年11月2日（木曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（14名）

1番	佐藤健司	3番	浅見宣義
4番	小西理	5番	橋川涉
6番	森中高史	7番	竹村健
8番	岩永裕貴	9番	栢木進
11番	中川義人	12番	小椋正清
15番	西田秀治	16番	有村国知
17番	中島政幸	18番	野瀬喜久男

会議に欠席した議員（5名）

2番	和田裕行	10番	生田邦夫
13番	平尾道雄	14番	堀江和博
19番	久保久良		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	福井正明	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	仁科芳昭	代表監査委員	若林忠彦
事務局次長	古川智一	管理監	池田征史
(兼会計管理者)		(兼業務課長)	
総務企画課長	奥野貫	業務課副参事	池田奈美
(兼会計課長)			

職務のため出席した者の職氏名

書記	二村めぐみ	書記	日江井達郎
----	-------	----	-------

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号
(債権の放棄について)
- 第 4 議案第 1 2 号から議案第 1 6 号
(令和 4 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について他 4 件)

会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 2 号
(債権の放棄について)
- 第 4 議案第 1 2 号から議案第 1 6 号
(令和 4 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について他 4 件)

議事の経過

開会 午後3時35分

(開会 開議)

○議長(岩永裕貴君) ただいまから、令和5年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は14名、欠席議員は5名。欠席議員は、和田裕行議員、生田邦夫議員、平尾道雄議員、堀江和博議員、久保久良議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(岩永裕貴君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、1番 佐藤健司議員、5番 橋川涉議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(岩永裕貴君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

定例会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩永裕貴君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

(日程第3)

○議長(岩永裕貴君) 日程第3、広域連合長から報告第2号「債権の放棄について」が議会に提出されました。報告書については、議席に配付いたしておりますとおりですので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(岩永裕貴君) 日程第4、議案第12号から議案第16号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長(福井正明君) はい、議長。

○議長(岩永裕貴君) はい、広域連合長。

○広域連合長(福井正明君) 本日、議員各位のご出席のもとで、令和5年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開催し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要をご説明申し上げますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、諸般の報告でございますが、当広域連合の「医療費の動向」についてご報告を申し上げます。令和4年以降、いわゆる団塊の世代の方々が順次、75歳に年齢到達されておりますことから、直近の被保険者の伸びは、対前年度比約4.6%の増となり、令和4年度医療給付費約1,645億9千万円が対前年度比で5.88%増となっている一つの要因とも考えているところでもあります。一方、被保険者一人当たりの医療給付費は、対前年度1.72%の伸びとなっております。新型コロナウイルス感染症の蔓延前の令和元年度と、ほぼ同水準の85万円程度となっております。

次に、令和6年度から始まります第9期保険料率の設定につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正の影響を踏まえながら、団塊の世代の加入や、本年5月の新型コロナウイルス感染症の第5類への移行などにより、医療費の動向に注視しながら各市町とも協議をさせていただき、適正な保険料率を設定することによりまして、引き続き、被保険者の皆様の安全で安心な暮らしの実現に向け、適切な医療の提供に取り組んでいく所存であります。

次に、後期高齢者の保健事業ですが、今年度は、「第2次保健事業実施計画」の最終年度であり、これまでの保健事業の成果等について十分に検証と評価を加えたうえで、「第3次保健事業実施計画」に反映してまいりたいと考えております。

また、同時に、国の調整交付金であるインセンティブ交付金を市町の保健事業等の財源として活用することによりまして、保健事業のより高度な取り組みに繋げていきたいと考えております。そのため今議会では、給付費等準備基金を保健事業の財源にも活用でき

るよう、所要の条例改正について提案をさせていただき、来年度から全市町において実施いただくこととなりますことから、財政支援の枠組みづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

それでは、今議会に提出しております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第12号及び議案第13号は、当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の令和4年度決算について認定を求めようとするものでございます。

議案第12号の一般会計では、広域連合の運営経費や、国の保険者インセンティブ交付金を財源とする市町が実施する保健事業に対し財政支援を行うなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1億7,628万7,462円に対して、歳出額が1億6,333万8,259円となり、歳入歳出差引額、1,294万9,203円の剰余となっております。

次に、議案第13号の特別会計では、医療費などの保険給付費として約1,655億5,463万円、健診などの保健事業費として約3億3,353万円を支出するなど、歳入歳出決算額は、歳入額が1,799億460万5,943円に対して、歳出額が1,748億6,189万7,500円となり、歳入歳出差引額、50億4,270万8,443円の剰余となっております。このうち、国等への返還金等を除いた約11億1,635万円を給付費等準備基金へ積立てることとしております。詳細については、後ほど、特別会計の補正予算案件でご説明申し上げます。

なお、令和4年度広域連合決算審査につきましては、去る8月29日に執り行われ、本日、若林代表監査委員から決算審査報告をいただくこととしてございます。

広域連合といたしましては、決算審査の意見を踏まえ、引き続き適正な運営に努めてまいります。

次に、議案第14号及び議案第15号の、令和5年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第14号の一般会計補正予算は、令和4年度の決算に基づき、その剰余金を受け入れる等の所要の予算措置を行いますとともに、令和4年度の国庫支出金及び市町負担金の精算に伴う返還とあわせ、特別調整交付金の剰余分を特別会計に繰り出すために1,095万円を増額し、歳入歳出予算額の総額を2億273万4,000円とするものです。

次に、議案第15号の特別会計補正予算については、令和4年度決算に基づく剰余金の繰り越しと、一般会計からの繰り入れを計上するとともに、国、県、市町への返還金として40億5,096万円の増額、また、給付費等準備基金への積立てとして、11億1,635万3,000円の増額を行うものであります。

また、国の開発遅延に伴い、今年度導入予定であった次期標準システム関連経費を2億2,606万2,000円減額する一方で、既存標準システムの保守延長にかかる経費を1,457万6,000円増額し、その財源である市町負担金および国庫支出金についても、所要の調整を行うなどによりまして、歳入歳出予算額の総額を1,844億3,865万2,000円とするものであります。

議案第16号は、後期高齢者医療給付費等準備基金の処分目的を保険給付、保健事業又は基金の設置目的を達成するための財源に充てる場合に限ることとする明文規定として整理するため、所要の改正を行うものです。

なお、条例改正は、当該基金の設置目的を達成するため、公布の日から施行することといたしたいと考えております。

以上、5件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（岩永裕貴君） 提案理由の説明が終わりました。次に代表監査委員より決算審査の結果報告を受けます。

○代表監査委員（若林忠彦君） はい、議長。

○議長（岩永裕貴君） はい、代表監査委員。

○代表監査委員（若林忠彦君） 代表監査委員の若林でございます。監査委員を代表いたしまして令和4年度の決算審査報告をさせていただきます。

去る8月29日に佐藤監査委員とともに関係職員から説明を聴取し、例月出納検査の結果も参考にしながら決算審査を実施いたしました。その結果、令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書等関係する諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数等は正確であり予算の執行及び財産の取得管理については適正に処理されているものと認めました。なお審査の意見につきまして、詳しくはお手元に配布しております「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般

会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書」19頁に記載をしております。

私から、そのうちの2点についてここでご報告させていただきます。

まず、1点目ですが、広域連合の業務の効率化に関するものでございます。

広域連合の人員体制は、県や市町からの派遣職員で構成されております。したがって、2、3年の短期間での異動もあり、ノウハウ蓄積が困難な中、国による制度改正はじめ、被保険者や医療費の増加に伴う業務量の増加や複雑化に対応する必要があります。

こうした中、業務委託やデジタルトランスフォーメーション推進による事務の省力化や効率化を進め、広域連合職員の負担軽減を図られていることは、質の高い業務を維持するためにも重要なことであると考えております。

また、業務執行体制の最適化を図る観点からは、外部委託における一定期間の節目において、事業効果の検証を行うことで、さらなる効果的かつ効率的な業務推進をお願いするものです。

次に2点目の保健事業でございします。

皆様もご承知のとおり、滋賀県の令和2年の平均寿命は男性が日本一、女性も第2位となり、また、令和元年の健康寿命、客観的指標と言われているものも上位を占めるなど、滋賀県は、日本一の長寿県になりました。

また、令和3年度の県内の後期高齢者の一人当たりの医療費は全国29位と、長寿県でありながら、医療費が全国平均以下であることは称賛に値すべきことと考えております。これについてはお手元にA3の資料で滋賀県の医療費の状況というところがございます。全制度計で考えますと順位46位、一人当たりの医療費が極めて低く、とりわけ後期高齢者医療制度は29位ではありますが長寿県で年齢が上がるに従って当然医療費が増嵩するわけですが、それにも関わらず29位ということは称賛出来ると考えております。先ほどの6番森中議員からのご質問もこのあたりにあろうかと思えます。

長寿県に関する分析結果で、滋賀大のデータサイエンスや多変量解析、重回帰分析などを行いますと何が分かるかと言いますと、生活環境と生活習慣その結果として平均寿命、健康寿命が達成されているということです。生活環境については、具体的に申し上げますと、失業者が少ないというのが全国2位、労働時間が短いというのが全国9位、県民所得が高いというのが全国4位、ジニ係数所得格差が小さいというのが全国2位、また図書館

が多いというのも高いところであり、高齢単身者が少ないというのは全国1位です。このような生活環境のもと、生活習慣としては、煙草を吸う人が少ないというのは男性が全国1位、多量飲酒をする人が少ないは男性が全国4位、女性が13位、スポーツをする人が多いは男性が全国2位、女性が6位、学習・自己啓発をする人が多いというのは男性が5位、女性が6位、ボランティアをする人が多いというのは男性が2位、女性が4位で滋賀県は、様々な項目がバランスよく全国上位であり、健康な生活習慣を持っている人が多いことが一因ではないかとも考えられています。

健康な生活習慣を持ってもらうためのきっかけ作りとして、広域連合と各市町が連携して実施されている保健事業の役割は非常に大きいのではないかと感じております。

このことから、現在策定を進めておられる第3次保健事業実施計画につきましては、十分なデータ検証を行ったうえで、広域連合の取組目標を各市町と共有するとともに、保健事業と介護予防の一体的実施などの保健事業を、より高度で質の高い推進ができるように取り組んでいただきたいと思っています。

そのなかでも、口腔機能に着目した取り組みは、フレイル予防の観点から国も重視していることから、歯科健診受診率の向上に努めるとともに、健康寿命の延伸に繋がる有効な取り組みとなるよう、保険者インセンティブ交付金を有効に活用し、市町の保健事業等の推進をお願いしたいと思います。

以上、私からの報告とさせていただきます。

○議長（岩永裕貴君） ありがとうございます。これより質疑に入ります。

まず、議案第12号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第12号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

（賛成議員 起立）

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり認定さ

れました。

次に、議案第13号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第13号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第13号「令和4年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第14号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第14号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第15号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第15号「令和5年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第16号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第16号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(賛成議員 起立)

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年11月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時58分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和5年11月2日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

岩 永 裕 貴

署 名 議 員

佐 藤 健 司

署 名 議 員

橋 川 渉